



平成 20 年 (ワ) 第 25098 号 損害賠償請求事件

原 告 浜友観光株式会社、島田商事有限会社
被 告 国 分 寺 市

証拠説明書 (1)

平成 21 年 1 月 26 日

東京地方裁判所 民事第 6 部合議 A 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修 司

同 弁護士 野 村 宏 治

同 弁護士 本 橋 尚 樹

被告提出の乙第 1 号証乃至乙第 17 号証に係る証拠説明は、次頁以下のとおりである。

以上

符号	標目	作成者	作成日	内容	立証趣旨	原本・写し
乙1	国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業の事業計画決定に向けての作業調査委託報告書(抜粋)	国分寺市	平成17年3月	被告が平成17年4月より本件再開発事業を含め国分寺駅北口周辺地区のまちづくり・整備について全面的な見直しを開始するにあたり、まちづくりの開発コンセプトや全体のスケジュールをまとめた報告書である。	本報告書中の「開発コンセプトと施設構成」において、大学や公共施設と連携した教育文化機能の充実を目的として「IT情報図書館」の設置が明確に述べられており、本件図書館は、将来、本件再開発事業において設置が計画されている「IT情報図書館」を本件再開発事業の着手に先行して整備したものであることを立証する。	原本
乙2	「旧UFJ銀行の活用の充実について」という表題の書面	国分寺市	平成18年11月15日及び同年11月21日	国分寺市土地開発公社が平成17年3月15日に買収した国分寺駅北口の旧UFJ銀行の土地建物について、議会で議論を含めその有効利用を図るため取り纏められた文書である。	本件図書館の設置場所である旧UFJ銀行の建物の利用について、平成18年9月、被告市議会で有効活用すべき旨の指摘がなされたことにより、被告市が検討した結果、市政・市民活動の情報センターの機能を持つ施設として、図書館と連携する本多図書館の分室を設置することが提言されている事実等を立証する。	写し
乙3	申し入れ書(18国商工発第33号)	国分寺市 商工会会長 矢野 守	平成18年9月1日	国分寺市商工会が被告市に対し旧バザールK建物の閉店後の取扱について申し入れをした文書である。	国分寺市商工会から被告市に対し、平成18年9月1日、本件図書館設置場所に隣接する旧バザールK建物について、再開発の実現という見地から、パチンコ・スロット等アミューズメント施設の出店に反対する旨の申し入れがなされた事実を立証する。	原本
乙4	申し入れ書	社団法人 立川法人会 国分寺地区会 会長 岡田 秀	平成18年9月28日	社団法人立川法人会国分寺地区会が被告市に対し、本件再開発事業における業務商業の内容及び完成時期について回答を求めた申し入れ書である。	社団法人立川法人会国分寺地区会から被告市に対し、平成18年9月28日、本件図書館設置場所に隣接する旧バザールK建物についてパチンコ業界が参入することについて断固反対する旨の申し入れがなされた事実を立証する。	原本
乙5	国分寺市教育委員会議事録第14号	国分寺市 教育委員会	平成18年11月24日	国分寺市立図書館条例の一部改正について教育委員会に審議を求めた際の委員会議事録である。	被告市は、本件図書館条例の一部改正について、教育委員会に諮ったこと等を立証する。	写し
乙6	国分寺市議会議事録	国分寺市 市議会	平成18年11月30日	平成18年11月30日開会の被告市議会・第4回定例会・第1日目・本会議にかかる議事録である。	平成18年11月30日開会の被告市議会において、国分寺駅北口再開発事業に関して被告市長が報告した内容等を立証する。	原本
乙7	国分寺市議会議事録	国分寺市 市議会	平成18年12月5日	平成18年12月5日開会の被告市議会・第4回定例会・第4日目に掛かる議事録である。	平成18年12月5日開会の被告市議会において、本件図書館条例の一部改正が議員により提案され、審議された結果、全員賛成によって可決成立した事実及び審議の内容を立証する。	原本
乙8	「本多図書館駅前分館にある資料の概要」という表題の文書	国分寺市	平成19年6月	被告が本件図書館にて閲覧できる資料の概要を整理した文書である。	平成19年6月当時、本件図書館に備えられた資料の概要を立証する。	写し
乙9	国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業のあらまし	国分寺市	平成20年4月	被告が、平成20年3月、本件再開発事業にかかる都市計画決定・変更を告示したことを受け、本件再開発事業のあらま시를市民に説明するため作成した小冊子である。	国分寺駅北口周辺地区における現在までのまちづくり・整備の経緯、本件再開発事業の概要等を立証する。	原本
乙10の101	国分寺市告示第81号	国分寺市長 星 野 信 夫	平成20年3月7日	被告が本件再開発事業にかかる都市計画決定を変更した旨を告示した告示書である。	被告が本件再開発事業にかかる都市計画決定を変更したことを立証する。	写し
乙10の102	都市計画の図書	国分寺市	平成20年3月7日	都市計画法第14条第1項に規定する都市計画の図書として、乙第10号証の101(告示書)により公衆の縦覧に供した書面である。	同上。	写し

符号	標目	作成者	作成日	内容	立証趣旨	原本・写し
乙10の 201	国分寺市告示第82号	国分寺市長 星野信夫	平成20年3月7日	被告が本件再開発事業にかかる高度利用地区を変更した旨を告示した告示書である。	被告が本件再開発事業にかかる高度利用地区を変更したことを立証する。	写し
乙10の 202	都市計画の図書	国分寺市	平成20年3月7日	都市計画法第14条第1項に規定する都市計画の図書として、乙第10号証の2の1(告示書)により公衆の縦覧に供した書面である。	同上。	写し
乙10の 301	国分寺市告示第83号	国分寺市長 星野信夫	平成20年3月7日	被告が国分寺駅北口立体交通広場について都市計画を決定したことを告示する告示書である。	被告が国分寺駅北口立体交通広場について都市計画を決定したことを立証する。	写し
乙10の 302	都市計画の図書	国分寺市	平成20年3月7日	都市計画法第14条第1項に規定する都市計画の図書として、乙第10号証の3の1(告示書)により公衆の縦覧に供した書面である。	同上。	写し
乙10の 401	国分寺市告示第84号	国分寺市長 星野信夫	平成20年3月7日	被告が、国分寺駅北口と交通広場との連絡通路について都市計画を決定したことを告示した告示書である。	被告が国分寺駅北口と交通広場との連絡通路について都市計画を決定したことを立証する。	写し
乙10の 402	都市計画の図書	国分寺市	平成20年3月7日	都市計画法第14条第1項に規定する都市計画の図書として、乙第10号証の4の1(告示書)により公衆の縦覧に供した書面である。	同上。	写し
乙10の 501	国分寺市告示第85号	国分寺市長 星野信夫	平成20年3月7日	被告が、国分寺駅北口交通広場の地下部分の駐輪場について都市計画を決定したことを告示した告示書である。	被告が国分寺駅北口交通広場の地下部分の駐輪場について都市計画を決定したことを立証する。	写し
乙10の 502	都市計画の図書	国分寺市	平成20年3月7日	都市計画法第14条第1項に規定する都市計画の図書として、乙第10号証の5の1(告示書)により公衆の縦覧に供した書面である。	同上。	写し
乙10の 601	国分寺市告示第86号	国分寺市長 星野信夫	平成20年3月7日	被告が国分寺駅北口地区にかかる地区計画に関し都市計画を決定したことを告示した告示書である。	被告が国分寺駅北口地区にかかる地区計画に関し都市計画を決定したことを立証する。	写し
乙10の 602	都市計画の図書	国分寺市	平成20年3月7日	都市計画法第14条第1項に規定する都市計画の図書として、乙第10号証の6の1(告示書)により公衆の縦覧に供した書面である。	同上。	写し
乙11 の1	東京都告示第280号 (東京都公報(第14138号)7頁)	東京都知事 石原 慎太郎	平成20年3月7日	都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により国分寺都市計画道路を変更した旨を告示した東京都公報である。	東京都知事が、都市計画法第21条第1項の規定に基づき、国分寺都市計画道路にかかる都市計画を変更したことを立証する。	写し
乙11 の2	東京都告示第281号 (東京都公報(第14138号)7頁)	東京都知事 石原 慎太郎	平成20年3月7日	都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により国分寺都市計画用途地域を変更した旨を告示した東京都公報である。	東京都知事が、都市計画法第21条第1項の規定に基づき、国分寺都市計画用途地域にかかる都市計画を変更したことを立証する。	写し
乙12の 101	国分寺市告示第89号	国分寺市長 星野信夫	平成20年3月7日	東京都告示第280号の告示に伴い送付された図書を縦覧に供する旨を告示した告示書である。	被告が平成20年東京都告示第280号にかかる国分寺都市計画道路の変更について、東京都知事から送付された図書を縦覧に供したことを立証する。	写し
乙12の 102	都市計画の図書	国分寺市	平成20年3月7日	都市計画法第14条第1項に規定する都市計画の図書として、乙第12号証の1の1(告示書)により公衆の縦覧に供した書面である。	同上。	写し

符号	標目	作成者	作成日	内容	立証趣旨	原本・写し
乙12の2の1	国分寺市告示第90号	国分寺市長 星野信夫	平成20年3月7日	東京都告示第281号の告示に伴い送付された図書を縦覧に供する旨を告示した告示書である。	被告が平成20年東京都告示第281号にかかる国分寺都市計画用地地域の変更について、東京都知事から送付された図書を縦覧に供したことを立証する。	写し
乙12の2の2	都市計画の図書	国分寺市	平成20年3月7日	都市計画法第14条第1項に規定する都市計画の図書として、乙第12号証の2の1(告示書)により公衆の縦覧に供した書面である。	同上。	写し
乙13	国分寺市都市マスタープラン こくぶんじ 恋のまち 都市計画・まちづくりの基本方針	国分寺市	平成12年3月	被告が、平成12年3月、都市計画法第18条の2の規定に基づき、国分寺市の「都市計画に関する基本的な方針」として、被告の責任において展開する都市計画やまちづくりを進めていく際の基本的な考え方を策定したものである。	国分寺市マスタープランは、まちづくりの実現のための方策として、地域の住民相互に情報を交換できるシステム・場の構築を目指し、そのための支援として、「まちづくりセンター」の設立を計画していること、本件図書館の開設は、まちづくりに関するコミュニティの創設を容易にするなど、人がまちに集うまちづくりという国分寺市都市マスタープランの基本構想に合致することなどを立証する。	原本
乙14の1	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の概要について	東京都 都市整備局	平成20年12月4日 (HTMLファイルの作成日)	東京都都市整備局のホームページからダウンロードしてプリントアウトした都市計画区域マスタープランの概要である。	東京都が平成16年4月22日に都市計画決定・告示を行った都市計画区域マスタープランの概要を立証する。	写し
乙14の2	国分寺都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	東京都	平成16年4月22日	東京都内の地域特性を踏まえた将来像を実現するため、「国分寺都市計画区域」(国分寺市の行政区域全域)を区域区分として定め(都市計画法第7条第1項第1号イ)、国分寺市の都市計画に関する基本方針を定めたものである。	都市計画区域マスタープランは、(1)国分寺都市計画区域における都市計画の方針として、総論として、水と緑を軸とした自然環境の保護、歴史的・文化的資源の保全、交通の利便性の増進、文化施設や文化交流の場の整備などを掲げ、また、各論としての国分寺駅北口の整備方針について、生活に密着した商業・業務、文化等の機能、生活サービスの一層の集積を掲げていること、(2)まちづくりの基本となる方針として「豊かなコミュニティをつくる」ことを掲げ、その具体的方針として、人とふれあいの場、生涯学習の場、情報発信・交流の場となる公共施設の整備を掲げていること等を立証する。	写し
乙15	国分寺市まちづくり条例のあらまし～まちづくりの作法を定めました	国分寺市	平成18年3月	国分寺市まちづくり条例(平成16年6月24日条例第18号)のあらましを説明した小冊子である。	本まちづくり条例によれば、国分寺市におけるまちづくりは、市民が積極的に参加して自らの手により行うことを標榜していること、その他まちづくり条例の目的、基本理念、基本計画、まちづくりの支援、協働のまちづくり、秩序あるまちづくり、協調協働のまちづくりなど、まちづくり条例の内容を立証する。	原本
乙16の1	国分寺駅周辺地区まちづくり構想(案)	国分寺市	平成17年10月	被告が、平成17年10月、国分寺駅周辺地区のまちづくりの将来像を定めるとともに、まちづくりを先導する本件再開発事業の効果的推進を図り、同事業と連携して国分寺駅周辺地区のまちづくりを総合的に推進することを目的として、国分寺駅周辺地区を区域として策定したまちづくり構想(案)である。	被告は、国分寺市民を含む「人」をまちづくりの主人公とし、市民生活の安全、利便性や質の向上を第一義に置き、まちづくり構想を策定したことを立証する。	原本
乙16の2	国分寺駅周辺地区まちづくり構想	国分寺市	平成19年8月	乙第16号証の1(構想案)の細部を詰めて、まちづくり構想としてまとめたものである。	同上	原本

符号	標 目	作成者	作成日	内 容	立証趣旨	原本・写し
乙17	公益床整備に向けて	国分寺市	平成20年10月	本件再開発事業のかかる権利変換処分により被告が再開発ビルに取得する権利床の整備の方針等を検討した文書である。	被告は、(1)本件図書館を再開発ビルに移転することを計画していること、(2)将来、本件図書館を再開発ビルに移転するにあたっては、国分寺駅前の利便性を最大限に生かし、本件図書館を全市の図書館サービスの受付窓口とし、蔵書の検索、予約、貸出、返却、雑誌・新聞の閲覧、視聴覚資料の提供、行政資料・地域資料の収集・提供、ITを活用した情報提供・収集などの機能を整備することを想定していることを立証する。	写し



平成 20 年 (ワ) 第 25098 号 損害賠償請求事件

原 告 浜友観光株式会社、島田商事有限会社
被 告 国 分 寺 市

証拠説明書 (2)

平成 21 年 4 月 27 日

東京地方裁判所 民事第 6 部合議 A 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修 司

同 弁護士 野 村 宏 治

同 弁護士 本 橋 尚 樹

被告提出の乙第 18 号証および乙第 19 号証に係る証拠説明は、次頁以下の
とおりである。

以上

平成20年(ワ)第25098号 損害賠償請求事件

符号	標目	作成者	作成日	内容	立証趣旨	原本・写し
乙18	国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業に伴う事業手法等調査検討業務委託に係る補助業務報告書(案)	社団法人 全国市街地 再開発協会	平成19年3月	被告が本件再開発業務のコンサルタントを依頼した社団法人全国市街地再開発協会が、本件再開発事業における保留床の処分等に関し、デベロッパーに対しピアリングを実施し、その結果を報告した報告書(案)である。	本報告書(案)では、以下とおりの報告がなれていること立証する。 (1) P店の面積が大きいことはマイナス要因となりうる。往来する人がP店の存在を認識してしまうと、集客力のある他のテナントでも苦戦を強いられる。 (2) 平面一階にP店があると、施設全体が死ぬことになる。 (3) 床価格については1階部分にパチンコ店が配置されると入札価格に影響が出る恐れがある。 (4) パチンコ店の床面積は出来るだけ少ない方がよいが、ビルの顔となる部分(南北自由通路、駅広に面する部分)は避けて頂きたい。	写し
乙19	「国分寺都市計画事業 国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業 国分寺駅北口が生まれ変わります」という表題の文書 (本件再開発事業のパンフレット)	被告	平成21年3月	被告が、本件再開発事業に係る事業計画の認可申請に伴い、本件再開発事業の概要を国分寺市民に開示するため作成した本件再開発事業に係るパンフレットである。	本件再開発事業に係る以下の事実を立証する。 (1) 本件再開発事業の必要性 (2) 本件再開発事業に対する被告のこれまでの取り組み (3) 本施行地区の概況 (4) 設計方針 (5) 都市計画の概要 (6) 事業計画(事業の名称、施行者の名称、事業の目的、施行地区) (7) 公共施設の設計方針 (8) 施設建築物の設計の方針 (9) 施設建築敷地の設計の方針 (10) 住宅建設の概要	原本



平成 20 年 (ワ) 第 25098 号 損害賠償請求事件

原 告 浜友観光株式会社、島田商事有限会社
被 告 国 分 寺 市

証拠説明書 (3)

平成 22 年 3 月 8 日

東京地方裁判所 民事第 6 部合議 A 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修 司

同 弁護士 野 村 宏 治

同 弁護士 本 橋 尚 樹

被告提出の乙第 20 号証から乙第 27 号証までに係る証拠の説明は、次頁以下のとおりである。

以上

符号	標目	作成者	作成日	内容	立証趣旨	原写
乙20	「旧UFJ銀行の活用の充実について」という表題の文書	被告	平成18年11月15日	被告が、平成18年9月開会の被告議会における一般質問を受け、同年11月中旬までの間に検討した旧UFJ銀行建物の有効活用策の概要をまとめた文書である。	(1) 原告らは、本書証の改訂版に当たる平成18年11月21日作成の「旧UFJ銀行の活用の充実について」という表題の文書(乙第2号証)において初めて本多図書館分館の設置が記された。旨、主張するが(原告ら準備書面(1)、第2、5(2)(15頁)、本書証には「この施設は、情報センターの視点から、図書館との連携が重要なことから、本多図書館の分館として設置する。」と明確に記載されており(7頁、上段から2行目の④)、原告らの上記主張は誤っていること。 (2) 本書証には、旧UFJ銀行建物の有効活用方法として同建物内に本件図書館を設置する旨の記載があるが、風営法の適用との関連については何も記載されておらず、本件図書館の設置はあくまでも旧UFJ銀行建物の有効活用を目的として策定されたものであること。 (3) 被告は、本件図書館設置に伴う風営法による規制を副次的・反動的効果としてしか捉えていなかったこと。 以上、(1)乃至(3)の各事実を立証する。	写し
乙21	陳述書	国分寺市立本多図書館長堀渡	平成22年2月3日	国分寺市立図書館の全図書館を所管する本多図書館長が本件図書館の利用状況等を述べた陳述書である。	(1) 国分寺市立図書館では、事前にパスワードを登録し、インターネットまたは携帯電話の通信システムを介し蔵書等を検索し予約することのできるシステムが導入されていること。 (2) 利用者は、上記(1)のシステムを利用して予約した蔵書等の受取場所として本件図書館を指定することができること。 (3) 上記(1)及び(2)により、本件図書館の利用実績は着実に増加していること。 (4) 本件図書館では、商用データベースの提供をしていること。 (5) 以上(1)乃至(4)により、本件図書館はIT図書館として機能し始めていること。 (6) 本件図書館における将来の方針 以上、(1)乃至(6)の各事実を立証する。	原本
乙22	「図書館利用案内 - 国分寺市市民の方へ - 」という表題の文書	国分寺市立図書館	平成20年10月	国分寺市立図書館が、被告市民に向け作成した図書館の利用方法を説明したパンフレットである。 このパンフレットは、被告各図書館で配付しており、誰でも入手することができる。	(1) 国分寺市立図書館では、事前にパスワードを登録し、インターネットまたは携帯電話の通信システムを介し蔵書等を検索し予約することのできるシステムが導入されていること。 (2) 本件図書館では、オンラインデータベース(官報情報検索サービス、ヨミダス文書館、日経テレコン21、Japan Knowledge)が利用できること。 (3) 本件図書館は、国分寺駅北口から徒歩2分の地に立地していること。 以上、(1)乃至(3)の各事実を立証する。	原本
乙23	「パスワード(暗証番号)の登録の仕方」「メールアドレスの登録の仕方」「利用者用端末機からの予約の仕方」「インターネットホームページからの予約の仕方」及び「携帯電話版ホームページからの予約の仕方」を表題とする文書	国分寺市立図書館	平成20年10月	国分寺市立図書館が、被告市民に向け作成した図書館の利用方法を説明したパンフレットである。 インターネット又は携帯電話による予約システムを説明している。 このパンフレットは、被告各図書館で配付しており、誰でも入手することができる。	(1) 国分寺市立図書館では、事前にパスワードを登録し、インターネットまたは携帯電話の通信システムを介し蔵書等を検索し予約することのできるシステムが導入されていること。 (2) 利用者は、上記(1)のシステムを利用して予約した蔵書等の受取図書館を任意に指定できること。 以上、(1)及び(2)の各事実を立証する。	原本

符号	標目	作成者	作成日	内容	立証趣旨	原写
乙24	「駅前分館で利用できる商用データベースのご紹介」 という表題の文書	国分寺市立 本多図書館 駅前分館	平成20年12月	本件図書館が、利用者に向け作成した商用データベースの内容及び利用方法を説明したパンフレットである。	本件図書館では、Japan Knowledge、ヨミダス文書館、官報情報サービス、日経テレコン21などの有料サイトを無料で利用できることを立証する。	原本
乙25	「インターネットで行政情報等を調べよう！」 という表題の文書	国分寺市立 本多図書館 駅前分館	平成20年12月	本件図書館が、利用者に向け作成した行政情報に係る無料サイトの説明をしたパンフレットである。	本件図書館では、行政情報の検索システムが整備されていることを立証する。	原本
乙26	「国分寺市立図書館の市民サービス向上に向けた指針」-市民に役立つ市民とともに歩む図書館を目指して- という表題の文書	国分寺市 教育委員会	平成21年2月26日	被告教育委員会が、国分寺市立図書館の運営に市民の意思を反映し、図書館サービスの向上を図るため、今後の図書館サービスのあり方に関する方針を纏めた文書である。 なお、本文書は、国分寺市立図書館のホームページにおいて公開されており、インターネットに接続できる環境にある者であれば誰でも取得できる資料であり、電磁的記録をインターネット上の通信回線を介してダウンロードし、プリントアウトしたものである。	(1) 被告教育委員会は、本件図書館を、「自洽体が抱える課題を市民と共に解決していくために、国分寺市の行政資料の収集と提供を引き続き展開するとともに、課題解決の参考となるさまざまな資料情報を収集し、市民、自洽体職員、議員などに積極的に提供する」サービス拠点と位置付けていること(本書証Ⅲ1(1)①/10頁)。 (2) 被告教育委員会は、本件図書館のコンセプトを次のとおり位置付けていること(本書証Ⅲ1(6)/16頁)。 ① 国分寺駅前の利便性を生かした図書館 a) 全市の図書館サービスの窓口としての充実 b) 雑誌・新聞紙料によるビジネス情報等の提供 c) 視聴覚資料の収集・提供(CD・DVD) d) 夜間開館など開館時間の拡大 ② ITを活用した情報提供・収集を行う図書館 a) 利用者用インターネットパソコン・有料データベースの提供の拡充 b) 地域資料などのデジタル化による情報提供 ③ 地域情報の提供サービスを行う図書館 以上、(1)及び(2)の各事実を立証する。	原本
乙27	「多摩地域の駅周辺図書館設置状況(平成20年度)」 という表題の文書	国立市	平成21年10月1日	東京都23区を除く多摩地区の各市における駅周辺の図書館設置状況をまとめた文書である。	被告のみならず、東京都多摩地区の各市において駅から徒歩5分以内の地に図書館が設置されている状況を立証する。	原本




平成 20 年 (ワ) 第 25098 号 損害賠償請求事件


原 告 浜友観光株式会社、島田商事有限会社
被 告 国 分 寺 市


証拠説明書 (4)

平成 22 年 5 月 17 日

東京地方裁判所 民事第 6 部合議 A 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修 司 

同 弁護士 野 村 宏 治 

同 弁護士 本 橋 尚 樹 

被告提出の乙第 28 号証及び乙第 29 号証の 1 乃至 3 に係る証拠説明は、次頁
のとおりである。

以上

符号	標目	作成者	作成日	内容	立証趣旨	原写
乙28	国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業に伴う事業手法等調査検討業務委託報告書(抜粋)	社団法人 全国市街地再開発協会	平成19年3月	<p>社団法人全国市街地再開発協会が、被告の委託を受け、本件再開発事業における事業計画の概要を纏めた中間報告書である。</p> <p>なお、本書証は平成19年3月に作成されたものであるが、そこに記載された権利床の配置計画は、被告が、平成18年12月当時、既に計画していたものであり、それを整理し上記協会が報告書という形の文書に纏めた時期が平成19年3月ということである。</p>	<p>被告が、平成18年12月当時、計画していた権利床の配置計画によれば、再開発ビル地上1階の他、地下1階及び2階にも、既存パチンコ店4店舗の権利床が配置され、既存4店舗に匹敵する規模の新規パチンコ店に割り振る床は余っていた事実を立証する。</p> <p>(1) 本書証49頁(2枚目の右下にある頁数)の説明 本書証49頁(2枚目の右下にある頁数)中の「国分寺駅北口地区再開発計画 容積対象床面積表 西街区」のいう表内に「娯楽施設」という欄があるが、この「娯楽施設」とは既存4軒の遊興娯楽店舗を指す。</p> <p>(2) 再開発ビル地下2階にパチンコ店の権利床が配置されていること 上記(1)の「娯楽施設」の欄に「B2F 876」との記載がある。これは、再開発ビルの地下2階にパチンコ店の専用部分に係る床として876㎡を配置したことを意味する。また、本書証57頁(3枚目)の左図は再開発ビル地下2階の平面図であるが、同図には「P店舗 B2F 924㎡」との記載があり、これは、共用部分を含め再開発ビル地下2階に既存パチンコ店の権利床として924㎡を配置したことを意味する。</p> <p>(3) 再開発ビル地下1階にパチンコ店の権利床が配置されていること 上記(1)の「娯楽施設」の欄に「B1F 1,391」との記載がある。これは、再開発ビルの地下1階にパチンコ店の専用部分に係る床として1,391㎡を配置したことを意味する。 また、本書証58頁(4枚目)の図は再開発ビル地下1階の平面図であるが、同図内には「P店舗 1498㎡」との記載があり、これは、共用部分を含め再開発ビル地下1階にパチンコ店の権利床として、498㎡を配置したことを意味する。</p> <p>(4) 再開発ビル地上1階にパチンコ店の権利床が配置されていること 上記(1)の「娯楽施設」の欄に「1F 670」との記載がある。これは、再開発ビルの地上1階にパチンコ店の専用部分に係る床として670㎡を配置したことを意味する。また、本書証59頁(5枚目)の図は再開発ビル地上1階の平面図であるが、同図には「P店舗 1F:670㎡」との記載があり、これは、再開発ビル地上1階にパチンコ店の権利床として670㎡を配置したことを意味する。</p>	原本
乙29の1	立川法人会のご案内	社団法人 立川法人会	平成22年4月21日 (プリントアウトした日)	社団法人立川法人会がインターネット上のホームページで紹介する「立川法人会のご案内」を被告がダウンロードし、プリントアウトしたものである。	<p>(1) 社団法人立川法人会は、立川市・昭島市・国立市・国分寺市・武蔵村山市・東大和市に所在する約6,000社の中小企業で組織されていること。</p> <p>(2) 社団法人立川法人会は、納税意識の高揚、税制の研究・提言、会員の自己研鑽の支援、親睦交流を通じた仲間作りなどを目的とする組織であること。</p> <p>上記(1)及び(2)の各事実を立証する。</p>	写し
乙29の2	立川法人会 組織図	社団法人 立川法人会	平成22年4月16日 (プリントアウトした日)	社団法人立川法人会がインターネット上のホームページで開示している同会の組織図を、被告がダウンロードしプリントアウトしたものである。	社団法人立川法人会は、昭島地区、武蔵村山地区、東大和地区、国分寺地区、国立地区、立川(北)地区及び立川(南)地区の各地区に分かれ、更に、国分寺地区は、東、西、南及び中央の各支部に分かれていることを立証する。	写し
乙29の3	立川法人会 会員名簿(抜粋)	社団法人 立川法人会	平成22年4月16日 (プリントアウトした日)	社団法人立川法人会がインターネット上のホームページで情報公開の一環として開示している同会の会員名簿を被告がダウンロードしプリントアウトしたものである。	社団法人立川法人会は、国分寺地区だけでも、682社もの会社が会員として所属しており、単なるパチンコ業者の集まりではないことを立証する。	写し

平成 20 年 (ワ) 第 25098 号 損害賠償請求事件

原 告 浜友観光株式会社、島田商事有限会社
被 告 国 分 寺 市

証拠説明書 (4)

平成 23 年 8 月 11 日

東京地方裁判所 民事第 6 部合議 A 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修 司

同 弁護士 野 村 宏 治

同 弁護士 本 橋 尚 樹

被告提出の乙第 28 号証乃至乙第 32 号証の 2 に係る証拠説明は、次頁以下の
とおりである。

以上

符号	欄目	作成者	作成日	内容	立証趣旨	原本・写し
乙28	国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業に伴う事業手法等調査検討業務委託 報告書中の ・070215途中段階施設計画案(49頁) ・地下2階平面図(57頁) ・地下1階平面図(59頁) ・1階平面図(61頁)	社団法人 全国市街地 再開発協会	平成19年3月	被告が本件再開発業務のコンサルタントを依頼した社団法人全国市街地再開発協会が、本件再開発事業の迅速かつ確実な実施に向け、適切な事業手法の調査検討をし、課題の整理と解決策の提示を行い、且つ、市の財政負担の軽減及び負担の妥当性の検討を行い、当該事業の再スタートとすべき都市計画の変更案の検討を行ったものである。	(1) 070215途中段階施設計画案(49頁)によれば、本件再開発事業では、娯楽施設を再開発建物の地下2階(876㎡)、地下1階(1,391㎡)及び1階(670㎡)に配置を計画していたこと。 (2) 地下2階平面図、地下1階平面図及び1階平面図によれば、各階にパチンコ店(P店舗)が配置されており、これらすべてのパチンコ店の面積に匹敵する規模の本件パチンコ店を配置する床は余っていないこと。 以上、(1)及び(2)の各事実を立証する。	原本
乙29 の1	立川法人会のご案内	立川法人会	不明	インターネット上に開設された立川法人会のホームページをダウンロードして印刷した文書である。	立川法人会は、主として、納税意識の高揚、税制の研究・提言、会員の自己研鑽の支援、親睦・交流などを目的として活動している組織であること。	写し
乙29 の2	社団法人立川法人会 組織図	立川法人会	不明	インターネット上に開設された立川法人会のホームページをダウンロードして印刷した文書である。	立川法人会は、昭島地区、武蔵村山地区、国分寺地区、国立地区、立川(北)地区及び立川(南)地区に分けられ、国分寺地区は、更に、中央、南、西及び東の各支部に分けられているが、国分寺支部全体で692社もの会社が会員として所属していることを立証する。	写し
乙29 の3	立川法人会 会員名簿(抜粋)					
乙30	意見書	辻・本郷 税理士法人 代表社員 公認会計士 本郷 孔洋	平成23年7月29日	被告が本件逸失利益の試算を依頼した税理士法人の代表役員である公認会計士が作成した本件逸失利益の試算に係る意見書である。	被告が試算した本件逸失利益の内容及び金額を立証する。	原本
乙31	東日本大震災についての取組み	社団法人 日本遊技 関連事業 協会	平成23年4月25日	社団法人日本遊技関連事業協会がインターネット上に開設しているホームページをダウンロードして印刷したものである。	社団法人日本遊技関連事業協会のホームページには、東日本大震災についての取組として「ホールは月3回以上(平日)の輪番休業を実施し、15%を削減する。」との記載があることを立証する。	写し
乙32 の1	パチンコ楽園ホームページ	原告 浜友観光	平成23年7月27日	原告浜友観光が経営するパチンコホール「楽園」のホームページをダウンロードして印刷したものである。	原告浜友観光がパチンコホール「楽園」を経営していること、「楽園」の渋谷道玄坂店は、平成23年5月11日に新規グランドオープンしたことを立証する。	写し
乙32 の2	楽園渋谷道玄坂店 ホームページ	原告 浜友観光	平成23年7月26日	楽園渋谷道玄坂店のホームページをダウンロードして印刷したものである。	楽園渋谷道玄坂店は、平成23年7月27日に新台入替を行う旨、ホームページ上に記載していることを立証する。	写し

平成 20 年（ワ）第 25098 号 損害賠償請求事件

原 告 浜友観光株式会社、島田商事有限会社
被 告 国 分 寺 市

証拠説明書（5）

平成 24 年 4 月 9 日

東京地方裁判所 民事第 6 部合議 A 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修 司



同 弁護士 野 村 宏 治



同 弁護士 本 橋 尚 樹



被告提出の乙第 33 号証及び乙第 42 号証に係る証拠説明は、次頁以下のとおりである。

以上

符 号	標 目	作成者	作成日	内 容	立証趣旨	原本/写し の別
乙40 の1	支払命令書	被告	平成24年2月27日	被告が、訴外[]、訴外[]及び原告島田商事に対し、土地等売買契約に基づく売買代金を支払うにあたり作成した内部指令書である。	被告が、訴外[]、訴外[]及び原告島田商事に対し、土地等売買契約に基づく売買代金を支払った事実を立証する。	写し
乙40 の2	複数相手方内訳書	被告	平成24年2月27日	乙第40号証の1の支払命令書に基づき支払う相手方、振込口座、金額を明らかにするために作成した支払命令書の附属書類である。	① 被告が原告島田商事に支払う借地権売買代金13億4721万4400円のうち6億1256万6801円は、原告浜友観光が代理して受領した事実(番号2欄)、 ② 被告が原告島田商事に支払う借地権売買代金13億4721万4400円のうち1億7980万円は、三菱東京UFJ銀行が代理して受領した事実(番号3欄)、 ③ 被告が原告島田商事に支払う借地権売買代金13億4721万4400円のうち2億1455万5600円は、三菱東京UFJ銀行が代理して受領した事実(番号4欄) ④ 被告が訴外[]に支払う土地売買代金の一部は、三菱東京UFJ銀行及び中央三井信託銀行が代理して受領した事実、 ⑤ 被告が訴外[]に支払う土地売買代金は、三菱東京UFJ銀行が代理して受領した事実 以上、①乃至⑤の各事実を立証する。	写し
乙41 の1	登記記録 全部事項証明書 (土地)	東京法務局 府中支局 登記官 大島 久	平成24年2月10日	本件土地(地番334番16)の登記記録に係る全部事項証明書である。	① 本件土地に対し、三菱東京UFJ銀行を根拠当権者とする根拠当権が設定され、同根拠当権は、被告が本件土地等を買収した平成24年1月11日をもって解除された事実、	写し
乙41 の2	登記記録 全部事項証明書 (土地)	東京法務局 府中支局 登記官 大島 久	平成24年2月10日	本件土地(地番334番17)の登記記録に係る全部事項証明書である。	② 本件土地に対し中央三井信託銀行を根拠当権者とする根拠当権が設定され、同根拠当権は、被告が本件土地等を買収した平成24年1月11日をもって解除された事実、	
乙41 の3	登記記録 全部事項証明書 (土地)	東京法務局 府中支局 登記官 大島 久	平成24年2月10日	本件土地(地番334番26)の登記記録に係る全部事項証明書である。	③ 抵当権者株式会社シーエムエーが不動産競売の申立てをし、同申立ては、取り下げられた事実、	
乙41 の4	登記記録 全部事項証明書 (土地)	東京法務局 府中支局 登記官 大島 久	平成24年2月10日	本件土地(地番2381番13)の登記記録に係る全部事項証明書である。	④ 本件土地に対し原告浜友観光を抵当権者とする抵当権が設定され、同抵当権は、被告が本件土地等を買収した平成24年1月11日をもって解除された事実、 ⑤ 被告が滞納処分に基づき本件土地を差押え、解除した事実、 ⑥ 被告が、現在、本件土地を所有している事実 以上、①乃至⑥の各事実を立証する。	
乙42	登記記録 閉鎖事項証明書 (建物)	東京法務局 府中支局 登記官 神谷 修	平成24年4月5日	本件建物の登記に係る閉鎖事項証明書である。	① 乙第41号証の1乃至4の立証事実、 ② 本件建物は、平成24年3月19日、取り壊された事実、 上記①及び②の各事実を立証する。	写し

平成 20 年（ワ）第 25098 号 損害賠償請求事件

原 告 浜友観光株式会社、島田商事有限会社
被 告 国 分 寺 市

証拠説明書（6）

平成 24 年 10 月 10 日

東京地方裁判所 民事第 6 部合議 A 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修 司



同 弁護士 野 村 宏 治



同 弁護士 本 橋 尚 樹



被告提出の乙第 43 乃至乙第 46 号証の 2 に係る証拠説明は、次頁以下のとおりである。

以上

符号	標目	作成者	作成日	内容	立証趣旨	原本/写しの別
乙43	陳述書	百瀬勝	平成24年5月18日	本件図書館条例が改正された平成18年当時、被告の都市開発部部長を務めていた百瀬勝の陳述書である。	<ol style="list-style-type: none"> ① 作成者の職業及び経歴 ② 国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業(以下「本件再開発事業」という。)の概要 ③ 本件再開発事業における本件図書館の位置付け ④ 原告浜友観光によるパチンコ店の出店が本件再開発事業に及ぼす影響 ⑤ 新たな遊興娯楽施設が再開発ビルに入居することに関する周辺地域住民と商店会の反対 ⑥ 被告と島田商事との間の交渉経緯 ⑦ その他、本件図書館の開設にかかわる事実 以上、①乃至⑦の各事実を立証する。	原本
乙44	陳述書	樋口満雄	平成24年5月18日	本件図書館条例が改正された平成18年当時、被告の政策部部長を務め、現在、被告副市長を務めている樋口満雄の陳述書である。	<ol style="list-style-type: none"> ① 作成者の職業及び経歴 ② 本件図書館条例の改正と本件図書館の開設に至るまでの経緯 ③ 本件図書館開設と原告浜友観光によるパチンコ店の出店阻止との関連性 ④ 本件図書館条例の改正案が議員提案により提案されたこと ⑤ その他、本件図書館の開設にかかわる事実 以上、①乃至⑤の各事実を立証する。	原本
乙45	陳述書	星野信夫	平成24年5月18日	本件図書館条例が改正された平成18年当時から現在まで、被告市長を務める星野信夫の陳述書である。	<ol style="list-style-type: none"> ① 作成者の職業及び経歴 ② 本件図書館条例の改正案は議員提案により提案されたこと ③ 被告市長が上記②の議員提案を働きかけた事実はないこと ④ 平成18年当時の議会と市長との関係 ⑤ 被告は旧UFJ銀行建物の有効活用策として本件図書館の開設を検討していたこと ⑥ 本件図書館開設の必要性 ⑦ その他、本件図書館の開設にかかわる事実 以上、①乃至⑦の各事実を立証する。	原本
乙46の1	国分寺駅周辺整備特別委員会報告事項資料	被告	平成24年9月18日	本件再開発事業における権利変換処分により被告が取得を予定している権利床の配置、使用方法等について被告が庁議決定をした事実を国分寺駅周辺整備特別委員会に報告するために作成した文書である。	本件再開発事業における権利変換処分により被告が取得を予定している権利床に本件図書館(本多図書館駅前分館)を入居させることが、被告の庁議により正式に決定されたことを立証する。	原本
乙46の2	報告書	被告	平成24年7月	乙第46号証の1における庁議決定にあたり、被告が本件再開発事業により取得を予定する権利床の使用方法等を検討した報告書である。 なお、この報告書は、乙第46号証の1による国分寺駅周辺整備特別委員会への報告に伴い、乙第46号証の1の文書に添付された。	本書証8頁乃至11頁の記載によれば、本件再開発事業における権利変換処分により被告が取得を予定する権利床に本件図書館(本多図書館駅前分館)を開設することについて被告が検討をし、その検討を経て庁議決定された事実を立証する。	原本